

平成28年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について【意見分】

部局等名

上下水道局

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
26	<p>2 人件費</p> <p>(2) 非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>一部の非常勤職員を除いて、非常勤職員の個別の職務の内容が一般職の職員と同様と見受けられるため、任用根拠と勤務実態の整合がとれているか疑問である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（平成26年 7 月 4 日総務省自治行政局公務員部長）を踏まえ、非常勤職員の任用根拠の見直しを含めて任用のあり方を精査する。</p>	<p>臨時・非常勤職員の適正な任用の確保について、現在、国で制度改正に向けた検討を進めていることから、国の動向を注視し、非常勤職員の任用のあり方を検討します。</p> <p>(総務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>臨時・非常勤職員の適正な任用の確保については、令和 2 年度から会計年度任用職員制度へ移行し、標準的な業務量の精査及び職の必要性等を検討し、職の設定を行った上で、会計年度任用職員を任用しております。</p> <p>(総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。